

「ねんきん特別便」の状況等について

平成 21 年 2 月 27 日

社 会 保 険 庁

(目 次)

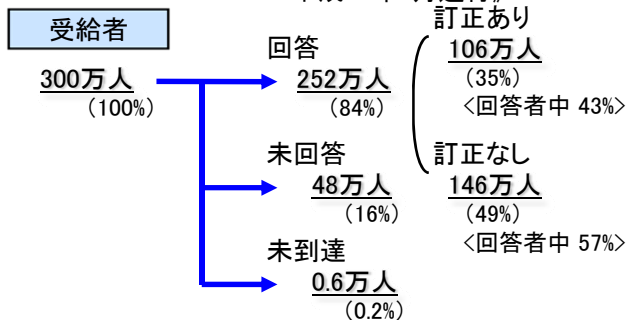
・「ねんきん特別便」の状況(平成 20 年 12 月 26 日現在)	1
・未統合記録の解明の状況	2
・「ねんきん特別便専用ダイヤル」における電話相談対応状況	5
・標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案	6
・被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について.....	8
・年金記録問題への対応に係る予算額等	10

「ねんきん特別便」の状況(平成20年12月26日現在)

○ 平成19年12月からこれまでに全ての受給者・加入者約1億9百万人に送付し、国民の皆様にご記録を確認いただいております。このうち約6,900万人(20年12月26日現在)から回答をいただきました。

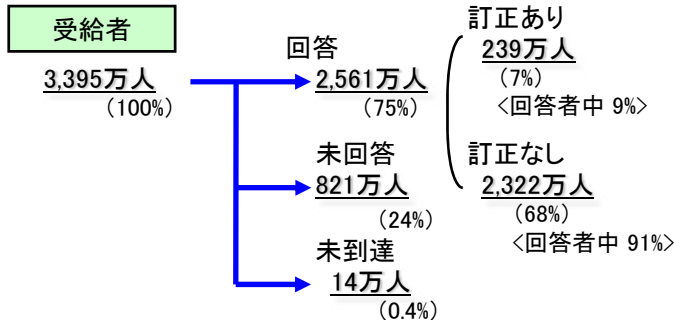
名寄せ特別便

《平成19年12月～平成20年3月送付》



全員特別便

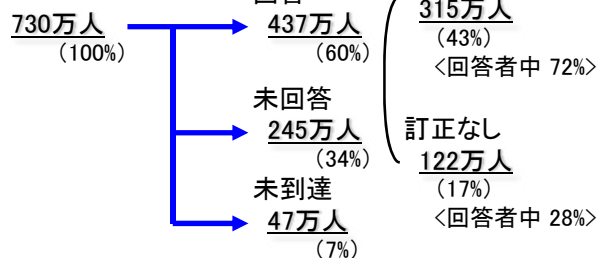
《平成20年4月～10月送付》



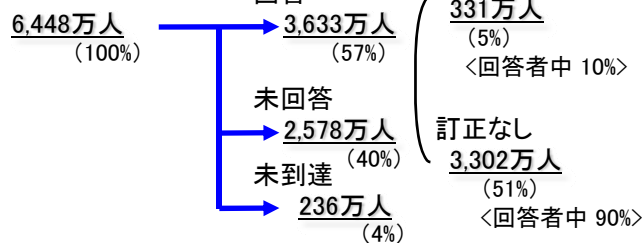
〔受給者計〕

送付	3,695万人 (100%)
回答	2,813万人 (76%)
訂正あり	345万人 (9%)
訂正なし	2,468万人 (67%)
未回答	869万人 (23%)
未到達	15万人 (0.4%)

加入者



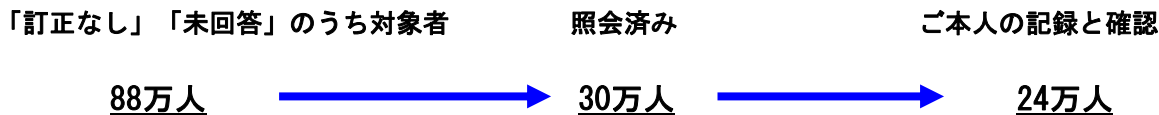
加入者



〔加入者計〕

送付	7,178万人 (100%)
回答	4,070万人 (57%)
訂正あり	646万人 (9%)
訂正なし	3,424万人 (48%)
未回答	2,823万人 (39%)
未到達	284万人 (4%)

受給者に対する名寄せ特別便のフォローアップ照会の状況



〔全体計〕

送付	10,873万人 (100%)
回答	6,883万人 (63%)
訂正あり	991万人 (9%)
訂正なし	5,892万人 (54%)
未回答	3,692万人 (34%)
未到達	298万人 (3%)

未統合記録の解明の状況

- 「ねんきん特別便」による記録確認の取組と並行して、未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に計画的に取り組む。
- 18年6月に約5,000万件あった未統合の記録のうち、既に統合済みの記録は約900万件に増加、今後解明を進める記録は約1,200万件まで減少。

(19年12月)	(20年12月)
・基礎年金番号に統合済みの記録 310万件	910万件
・その他一定の解明がなされた記録(死亡・脱退手当金受給等) 1240万件	1623万件
・名寄せにより特別便を送付した記録 1100万件	820万件
・解明作業が進展中の記録(住基ネット照会等)	533万件
・今後解明を進める記録 2445万件	1209万件
計 5095万件	計 5095万件

(未統合記録の解明作業の実施状況)

1. 住基ネットによる調査

未統合記録と住基ネットとの照合により「生存者」及び「5年以内の死亡者」を特定し、記録の絞り込みを実施。「生存者」のうち、当該未統合記録のみで年金受給資格期間を満たしている方約2.5万人に対して、「年金記録の確認のお知らせ」を平成20年6月から7月にかけて送付。
平成20年12月末現在、約1.1万人の方から回答をいただき、そのうち約9千人の方は「ご自身の記録である」と回答している。

2. 漢字カナ変換記録に係る調査

年金手帳記号番号払出簿等により漢字氏名を収録した「漢字カナ変換記録」について、基礎年金番号の記録との突合せを行い、本人の記録であると思われる方約18万人に対して、「年金記録の確認のお知らせ」を平成20年7月から9月にかけて送付。
平成20年12月末現在、約9万人の方から回答をいただき、そのうち約8割の方は「ご自身の記録である」と回答している。

3. 氏名変更履歴を活用した調査

基礎年金番号で管理するオンライン記録上に収録されている旧姓等の氏名変更履歴データと未統合記録の突合せを行い、未統合記録の持ち主であると思われる方約150万人に対して、平成20年12月から21年3月にかけて「年金記録の確認のお知らせ」を送付し、記録を確認いただいている。

4. 年金手帳記号番号払出簿による調査

平成20年8月から21年3月にかけて、年金手帳記号番号払出簿による未統合記録の氏名・生年月日・性別の3情報の確認作業を行い、3情報がオンライン記録と一致しない記録を特定。
確認作業終了後、基礎年金番号の記録との突合せを行い、本人の記録であると思われる方に「年金記録の確認のお知らせ」を21年3月から送付予定。

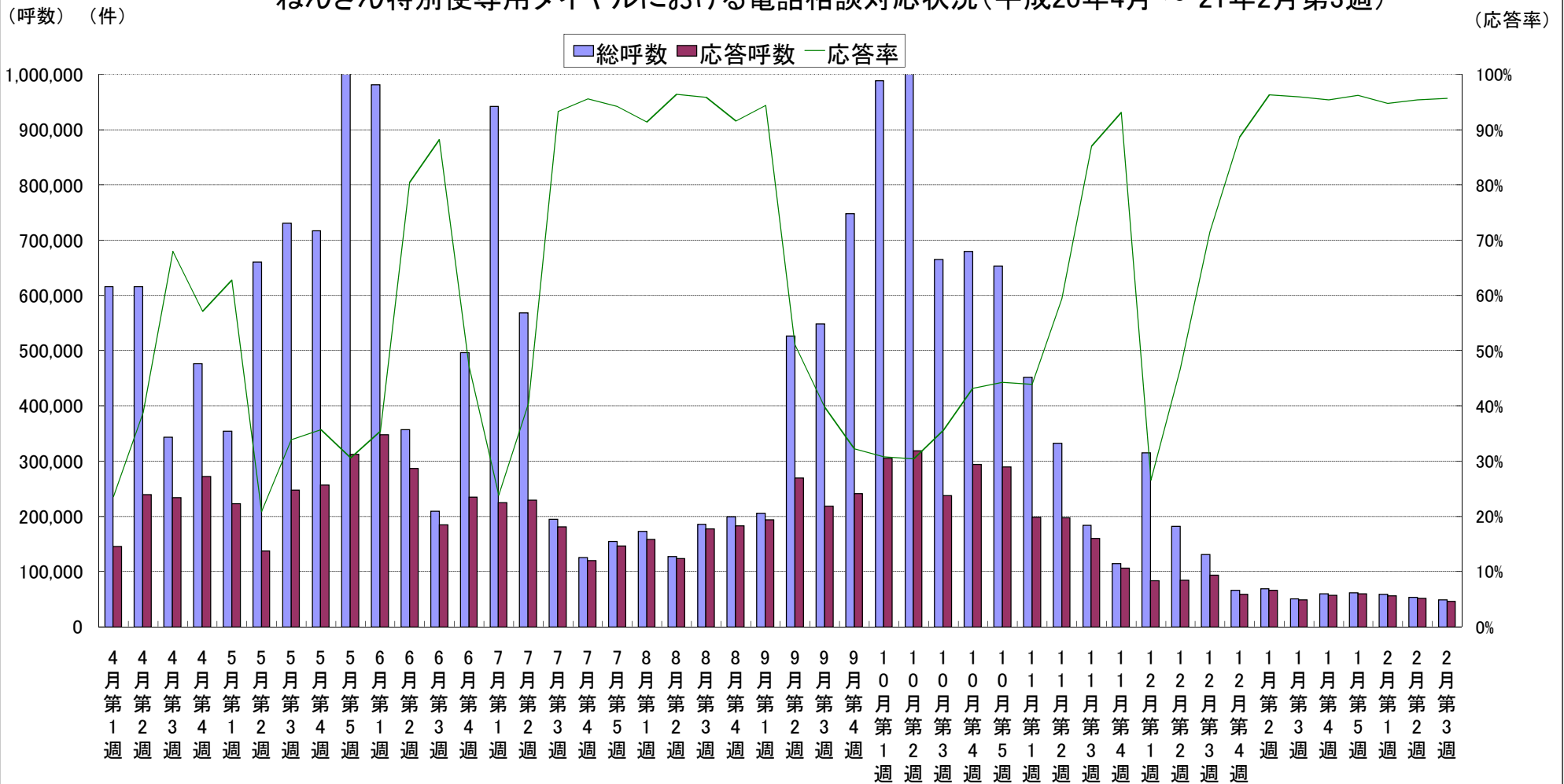
未統合記録の全体像〔平成20年12月〕

- 18年6月からの統合済み件数「4」は、910万件【19年12月より600万件増加】（うち「名寄せ特別便」の送付対象「5」は、352万件）
- その他一定の解明がなされた記録「1」～「3」は、1623万件【19年12月より383万件増加】
- 今後解明を進める記録「7」は、1209万件【19年12月より1236万件減少】
- 住基ネットの活用等により、533万件の解明作業が進展「6」

記 録 の 内 容	平成19年12月		平成20年 9 月		平成20年12月		増減 (対19年12月) (万件)	増減の主な要因、備考
	(万件)	割合	(万件)	割合	(万件)	割合		
1 死亡が判明した者等の記録	1,550	30.4%	2,339	45.9%	2,533	49.7%	983	
① 死亡の届出がされている記録等	360	7.1%	401	7.9%	401	7.9%	41	・ 解明作業の進展による増
② 住基ネット調査で「5年以内死亡者」と判明した記録			52	1.0%	52	1.0%	52	
③ 既に死亡している受給者等の記録との突合せで該当した記録			114	2.2%	180	3.5%	180	
2 脱退手当金の受給等により新たな受給に結びつかないと考えられる記録	460	9.0%	582	11.4%	579	11.4%	119	・ 解明作業の進展による増
3 5千万件中、複数の手帳記号番号を保有していると考えられる者の記録（重複分のみ計上）	420	8.2%	439	8.6%	411	8.1%	-9	・ 記録の統合等の進展による減
4 平成18年6月1日以降基礎年金番号に統合済みの記録	310	6.1%	751	14.7%	910	17.9%	600	・ ねんきん特別便の送付や日々の相談・裁定等を契機として、記録の統合が進んだことによる増
5 名寄せにより基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、3月までにねんきん特別便を送付した記録（「4」に計上されたものを除く）	1,100	21.6%	912	17.9%	820	16.1%	-352	・ 記録の統合が進んだことによる減 (※名寄せは1172万件が最終結果のため、「増減」欄は1172万件からの減少数)
① 年金受給者との名寄せ	300	5.9%	247	4.8%	232	4.6%	-103	
② 被保険者との名寄せ	800	15.7%	673	13.2%	595	11.7%	-251	
6 解明作業が進展中の記録			429	8.4%	533	10.5%	533	・ 解明作業の進展による増
① 氏名等の補正処理が完了した「漢字カナ変換の使用により名寄せされなかった記録」			115	2.3%	99	1.9%	99	・ このうち基礎年金番号の記録と結びつく可能性があり、「記録確認のお知らせ」を送付した記録は18万件
② 住基ネット調査で「生存者」と判明した記録			314	6.2%	282	5.5%	282	・ このうち年金受給資格期間を満たしており、「記録確認のお知らせ」を送付した記録は3万件
③ 旧姓データを活用した調査により特定された「婚姻等により氏名を変更していると考えられる者の記録」					152	3.0%	152	・ 「記録確認のお知らせ」を送付
7 今後解明を進める記録	2,445	48.0%	1,415	27.8%	1,209	23.7%	-1,236	・ 解明作業及び記録の統合が進んだことによる減
・ 死亡していると考えられる者の記録	1975	38.8%	1412	27.7%	1206	23.7%	-769	
・ 過去の記録をオンラインに入力するまでの間の転記・入力ミス ・ 海外居住者								
・ 届出誤り（誤った氏名・生年月日）により収録された記録 等 ・ 氏名等の調査を継続している記録	470	9.2%	3	0.1%	3	0.1%	-467	
計	5,095	100.0%	5,095	100.0%	5,095	100.0%		

- 「平成19年12月」は、平成19年9月14日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は11月9日時点、名寄せ件数は12月11日時点）をベースに作成
- 「平成20年9月」は、平成20年8月8日時点のデータ（ただし、統合済み記録数は8月29日時点、住基ネットによる調査結果は7月11日時点）をベースに作成
- 「平成20年12月」は、平成20年11月28日時点のデータ（ただし、統合済み記録数及び旧姓データを活用した調査結果は12月末時点）をベースに作成

ねんきん特別便専用ダイヤルにおける電話相談対応状況(平成20年4月～21年2月第3週)



- 4月上旬においては、3月に発送した「名寄せ特別便」(781万件)に伴って、問い合わせ件数(総呼数)が増加したことによって応答率が低下した。
- 5月から6月上旬にかけては、4・5月に約3400万人の受給者の方に「全員特別便」を発送したことによって、総呼数が増加したことによって応答率が低下した。
- 6月下旬から7月上旬にかけては、約500万通の「回答のおねがい」(勧奨はがき)を発送した影響で、総呼数が増加したことによって応答率が低下した。
- 9月中旬から10月にかけては、8月下旬以降に約3200万人の1号・3号の加入者の方に順次「全員特別便」を発送したことによって、総呼数が増加したことによって応答率が低下した。
- 12月第1週については、11月27日の郵便物残留事故の報道等により、未着に関する問い合わせが増加したこと等によって応答率が低下した。

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)
- また、社会保険庁職員の関与に関する調査等を行っていた大臣直属の調査委員会が11月28日に報告書を大臣に提出。

今後の方向

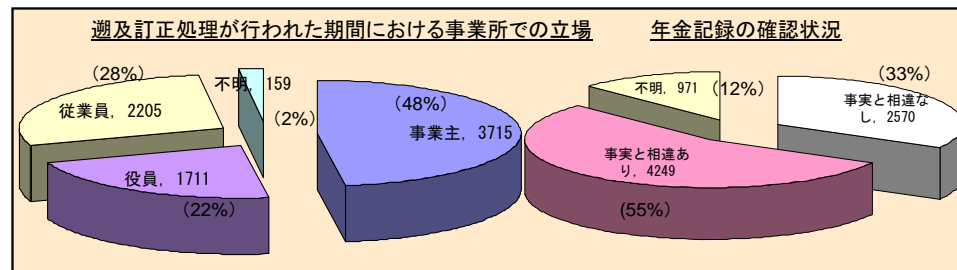
- 標準報酬等の遡及訂正事案については、「年金記録問題 拡大作業委員会」の御意見を伺いながら、被害者救済を第一義とし、併せて、社会保険事務所職員の関与が疑われる事案の事実解明を図る。(20年12月11日に弁護士等5名を新たに「年金記録問題作業委員」に任命。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、社会保険事務所職員が対象者への戸別訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施している。

※ 戸別訪問の実施状況(第2回中間報告)

訪問件数 7,790件

(20年11月23日までの訪問実施分。12月15日までのフォローアップを反映。)

- * 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 426件(5.5%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 69件(0.9%)



- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬の情報を含むお知らせを開始する。
(加入者については、21年4月から標準報酬の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)
- 被害者救済については、標準報酬等が事実と反して訂正しているかどうかについて、以下のような調査を行い、事実と反することが確認できれば、年金記録の訂正を行う。
 - ・ 給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し等がある。
 - ・ 雇用保険や厚生年金基金の記録により給与実態や勤務実態が確認できる。
 - ・ 事業主や社会保険事務所の調査により事実と反する処理が行われたと認められる。
- ※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年1月末現在) 7件
〔 20年12月25日から、一定の要件を満たす記録確認の申立てについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を開始。 〕
- * 社会保険事務所職員に関する調査についても、被害者救済のための調査と併せて進めることとしている。

被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

	18年12月 までの件数	19年 3月 までの件数 (累計)	19年 6月 までの件数 (累計)	19年 9月 までの件数 (累計)	19年12月 までの件数 (累計)	20年 3月 までの件数 (累計)	20年 6月 までの件数 (累計)	20年 9月 までの件数 (累計)
オンライン上に納付記録はないが、領収書等により納付記録を訂正した件数	84件	455件	1,705件	4,487件	6,978件	8,863件	9,803件	13,824件
うち領収書等しかなかった件数	55件	235件	571件	1,541件	2,480件	3,297件	4,415件	調査中

※18年8月からの累計件数。

被保険者等が保有する資料に基づき国民年金の納付記録を訂正した事例について

- I オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数
- 13,824件（平成20年9月までの累計）
- 平成20年3月から6月にかけて「ねんきん特別便」を契機とした相談受付件数が大幅に増加した中で、国民年金の納付記録の訂正処理件数が増加したものの。
- II オンライン上に国民年金の納付記録はないが、被保険者等が保有する領収書等により、納付記録を訂正した件数（9,803件）のうち、社会保険庁や市町村の資料では納付記録の確認ができなかった件数
- 4,415件（平成20年6月までの累計）
- III これらの件数の事例
- 訂正月数
1か月分 ～ 102か月分
 - 訂正に係る期間
昭和40年代後半に多い傾向が見られる
 - 年金受給権の裁定の状況
今後裁定を受ける方 : 1,980人
既に裁定を受けた方 : 2,435人
 - 領収場所（一部重複があるため合計は4,415件にはならない）

市区町村（納付組織を含む）	: 2,941件
金融機関	: 1,243件
郵便局	: 516件
社会保険事務所	: 67件
不明	: 76件
 - 記録訂正に至った被保険者等が保有していた資料
（一部重複があるため合計は4,415件にはならない）

領収書	: 2,677件
年金手帳	: 2,041件
領収済証明書	: 125件
 - 記録訂正に係る期間の前後1年間の住所変更の有無
（一部重複があるため合計は4,415件にはならない）

あり	: 2,054件
なし	: 2,789件
 - 被保険者等が保有していた年金手帳や領収書などからある程度推定できる記録訂正が必要となった事由
 - 当時、市町村に保険料を納付したが、保険料納付に係る期間が誤って未加入期間等とされていたことによると考えられるもの。 153件
 - 国民年金手帳の印紙検認台帳が切り離されておらず、市町村から社会保険事務所に送付されていなかったことによると考えられるもの。 553件
 - 市町村又は社会保険事務所が発行した納付書の記号番号が、当該被保険

年金記録問題への対応に係る予算額等

1 既定経費の節減により実施(19年度) 約44億円

- (1) 未統合記録の5000万件の名寄せのためのプログラム開発 (12億円の契約のうち19年度執行分) 7億円
- (2) 年金記録問題専用ダイヤルの設置 (「ねんきんあんしんダイヤル」) 35億円
- (3) 臨時電話受付(目黒) 2億円

※ 既定経費の節減等を行い平成19年度当初予算の枠内で執行した。

2 平成19年度補正予算 約201億円

- (1) 5000万件の名寄せ該当者への加入履歴のお知らせ (「ねんきん特別便」) 158億円
- (2) ねんきん特別便専用ダイヤル 18億円
- (3) 旧台帳データの電子データ化 25億円

3 平成20年度当初予算 約298億円

- (1) すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」) 162億円
- (2) ねんきん特別便専用ダイヤル 58億円
- (3) コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せ (国民年金特殊台帳) 71億円
- (4) 基礎年金番号への統合に関連するその他の対応 7億円

4 平成20年度第1次補正予算 約204億円

- (1) 紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築 123億円
- (2) 「ねんきん特別便」のフォローアップ等による未統合記録の解明・統合 82億円

5 平成20年度第2次補正予算 約11億円

- 標準報酬等の遡及訂正事案への対応の強化 11億円

<平成 21 年度予算案>

第8 年金記録問題等への対応

年金記録問題の対応については、年金記録の管理等に対する国民の皆様の不信感を払拭するため、「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」(平成19年7月5日政府・与党合意)等に沿って、引き続き徹底して迅速かつ効率的に対策を進める。

また、保険料収納率の向上、民間委託の拡大等の取組を徹底するとともに、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」(平成20年7月29日閣議決定)に沿って、平成22年1月に日本年金機構を設立する。

1 年金記録問題への対応**284億円(298億円)**

- (1) コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せ **107億円**
 コンピュータの記録と台帳等との突合せを計画的・効率的に実施するため、紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築などの準備を着実に進める。
- (2) 標準報酬等遡及訂正事案への対応 **111億円**
 標準報酬等のお知らせを厚生年金受給者へ送付し、ご本人に記録を確認していただく。併せて、受給者からの標準報酬等に関する相談に対応するための体制を整備する。
- (3) 「今後解明を進める記録」の解明・統合等 **66億円**
 基礎年金番号に統合されていない記録について、記録の内容に応じた解明作業を進め、統合を図る。その他、共済組合等から提供された共済過去記録についても統合を進める。

(参考)平成20年度第1次補正予算により、紙台帳等の電子画像データ検索システムの構築等に着手。(204億円)

また、平成20年度第2次補正予算案において、不適正な遡及訂正処理の可能性のある年金記録(年金受給者分約2万件)の調査等を行う。(11億円)